

消費税軽減税率対策セミナー

総論編（全事業者向け）

数年来、先送りされてきた消費税 10%の引上げと軽減税率の導入が令和元年 10 月 1 日に導入されます。消費税率の対象品目は「飲食料品（酒類・外食を除く）」及び「新聞」とされます。小売業等直接業務に関わる業種だけでなく、様々な業種で飲食や飲料の購入などがありますので、ほぼすべての事業者が軽減税率への対応をする必要があります。

そこで、全事業者の方々を対象とした「総論編（全事業者向け）」と軽減税率制度に密接に関連する業種ごと「飲食店編」「食品を扱う事業者編」「農業編」に分けてセミナーを開催致します。業種ごとの説明会では質疑応答の時間を設けて疑問や不安について解消できるように致します。忙しい中とは思いますが全く新しい制度が導入され、また準備期間も残り少なくなってきましたので是非ご参加ください。

第 1 回 令和元年 6 月 1 8 日(火) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

第 2 回 令和元年 7 月 4 日(木) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 3 0

会場：南信州・飯田産業センター 会議室 B201・B202 号室

プログラム

総論編（全事業者向け）

- ・消費税 10%への改正のポイント
- ・消費税軽減税率制度について
- ・消費税転嫁対策措置法について
- ・改正による企業の実務への影響と対策に

ついて

会費：無料 定員：80 名

主催

北澤福一税理士事務所

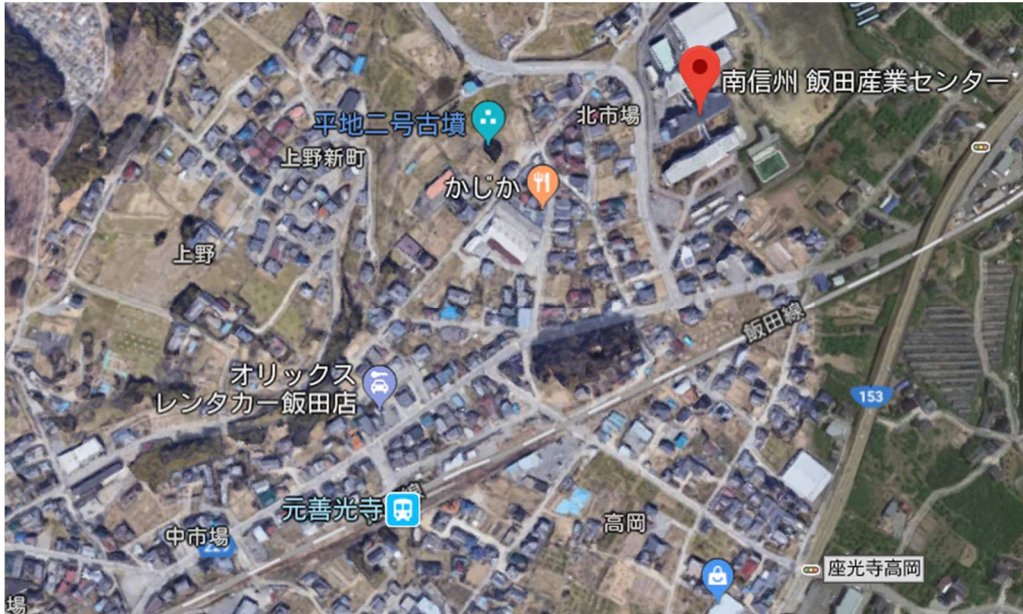
福嶋恭則税理士事務所

講師紹介

福嶋恭則税理士事務所

税理士 福嶋恭則

会場案内



公益財団法人 南信州・飯田産業センター

〒395-0001 長野県飯田市座光寺 3349-1 産業復興と人材育成の拠点「エスバード」内

お申込み先

北澤福一税理士事務所

飯田市白山町3丁目東13-1 松下ビル1号
TEL: 0265-23-1723
FAX: 0265-23-1724
MAIL: kitazawa-fukukazu@tkcnf.or.jp

担当 澁井

第1回 6月11日(火)までに
第2回 6月27日(木)までにお申し込みください

ふくしま会計 福嶋恭則税理士事務所

飯田市高羽町1丁目4番地10
TEL: 0265-49-0230
FAX: 0265-49-0233
MAIL: kazakoshi@tkcnf.or.jp

担当 後藤

第1回 6月11日(火)までに
第2回 6月27日(木)までにお申し込みください

申込書

参加申込日	6月18日(火)	7月4日(木)	* 参加希望日に○をご記入ください	
お名前			参加人数	
会社名				
連絡先住所				
連絡先電話番号	連絡先 FAX			
連絡先 mail				

・個人情報、個人情報保護法方針に則り適切に取り扱い致します。
・諸連絡・緊急連絡のためメーリングリストに登録致しますことをご了承ください。